

**保険年金に係る
市県民税の
特別返還金支給の
締切が迫っています**

相続などにより取得した生命保険契約などに基づく年金(保険年金)のうち、所得税の対象となつた部分について税務上の取り扱いが変更されました。過去5年度以内の市民税・県民税の手続きを行なつてきませんが、過去5年を超えて納めすぎとなっている市・県民税についても特別返還金として支給します。かならず期限内に手続きをしてください。

請求期限 12月28日(金)
対象 平成13～19年度に市・県民税を納付した方で、保険年金を受給しているまたはしていた方

持ち物 印鑑、必要な提出書類
提出書類
① 所得税の特別還付金請求書の写し
② 所得税の特別還付金の額の計算明細書の写し
③ 所得税の特別還付金請求書の添付書類の写し
④ 所得税の特別還付金の決定通知書の写し
⑤ 保険証券の写し
⑥ 住民税納税通知書など所得および課税の状況がわかる書類

※該当するすべての年分の書類を提出してください。
問合せ先
困務グループ
☎52111111 (内線246・247)

年金

**年金受給者の皆さんへ
扶養親族等申告書は
期限までに提出を**

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日(土)の提出期限までにかかわらず提出してください。

平成25年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳以上	年金額が158万円以上
65歳未満	年金額が108万円以上

この申告により、翌年中に受

けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると、各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので注意してください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。
問合せ先
刈谷年金事務所お客様相談室
☎212115

**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
年末調整・確定申告まで
大切に保管を**

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月中旬までに送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書を添付して

ください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付した方には、来年の1月下旬に送付の予定です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。場合もありますので申告の際に確認してください。

問合せ先
控除証明書専用ダイヤル
☎0570-0700117
※電話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。携帯電話の場合は全額発信者の負担となります。
※IP電話などの方は、☎03-6700-1130へ連絡してください。この番号の通話料金は全額発信者の負担となります。

受付期間 11月1日(木)～平成25年3月15日(金)
受付時間
◇月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合)は火曜日(火曜日が休日)まで受付。
※祝日、12月29日～1月3日は、利用できません。
◇第2土曜日
午前9時30分～午後4時

高浜商店振興会からの大切なお知らせ

現在お持ちのすまいるカード(オレンジ色のカード)は2013年3月31日(日)をもって新カード(緑色のカード)に切替えとなります!!

新カード(緑色のカード)は2012年11月1日(木)より発行します!!



- ◎満点カードをお持ちの方
2013年3月31日(日)までに加盟店で500円分の買物に使ってください。
- ◎満点になっていないカードをお持ちの方
2013年3月31日(日)までに加盟店でマーク1列(10個)ごとに50円分の買物に使ってください。1列に満たない端数は原則として無効となります。

問合せ先 高浜商店振興会(高浜市商工会) ☎53-1827